

**年末年始は、ご利用になれません  
墨田区公共施設利用システム**

12月29日(土)～平成31年1月3日(木)は、墨田区公共施設利用システム(インターネット・利用者専用端末・窓口での仮予約等)の利用を休止します。ただし、インターネットでの空き状況照会、休止期間中も行えます。

なお、12月22日(土)～28日(金)に仮予約した施設の利用料等の納付期限が休止期間内にある場合、納付期限は31年1月4日(金)です。また、利用の取消しの際、支払済の利用料等の全額または半額の返還を求める申出期限が休止期間内にある場合も、申出期限は31年1月4日(金)です。

**【対象施設】**社会福祉会館、すみだ女性センター、すみだリバーサイドホール、すみだ産業会館、すみだ生涯学習センター、曳舟文化センター、弓道場、スポーツプラザ梅若、屋外スポーツ施設(野球場、テニスコート、球技場等) \*利用者専用端末は、対象施設(弓道場・屋外スポーツ施設を除く)のほか、両国屋内プール、屋外体育施設管理事務所(八広支所、錦糸支所)に設置 **【問合せ】**情報システム担当 ☎5608-6224

**平成31年4月1日から変更します  
八広地域プラザの利用区分等**

**■大会議室・相談室2の利用区分等**

八広地域プラザ(八広4-35-17)では、31年4月1日の利用分から大会議室を2つに分けて利用できるようになります。また、相談室2の利用料金を変更します。

**【変更後の利用区分等】**下表のとおり

区分	午前9時～正午	午後1時～4時半	午後5時半～9時
大会議室A	1300円	1700円	1700円
大会議室B	1300円	1700円	1700円
相談室2	400円	500円	500円

**■外部コミュニティゾーンの利用時間**

毎月第3月曜日(祝日の場合は翌日)の休館日における外部コミュニティゾーンの利用時間を31年4月1日から短縮します。

**【変更後の利用時間】**午前9時～午後5時

**【問合せ】**地域活動推進課地域活動推進担当 ☎5608-6201 \*施設の予約等は、八広地域プラザ ☎6657-0471へ

区の世帯と人口(12月1日現在)	
世帯	15万0753(+78)
人口	27万1719(+95)
男	13万4656(+29) *住民基本台帳による
女	13万7063(+66) *( )内は前月比

**医療と介護の費用負担を軽減します  
高額医療・高額介護合算制度**

皆さんが支払った医療保険の医療費や介護保険の介護サービス費等について、1か月ごとの自己負担が、それぞれの限度額を超えた場合、超えた金額が「高額療養費」「高額介護(予防)サービス費」または「高額介護予防サービス費相当」としてそれぞれの保険から支給されます。

これに加え、同じ医療保険に加入している世帯において、医療費・介護サービス費等の自己負担の年間合計額(高額療養費、高額介護サービス費等、入院または入所時の食事・居住費・差額ベッド代等を除く)が世帯の限度額を超えた場合、超えた分が「高額医療・高額介護合算制度」に基づき、それぞれの保険から支給されます。

国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者で、この制度の対象者には、平成31年2月以降に申請書をお送りします。

なお、計算期間内に、転職・転入等で加入する医療保険や介護保険の変更があった方には、申請書をお送りできない場合があります。これは、申請時に変更前の医療保険や介護保険の「自己負担額証明書」が必要となるためです。詳細は、お問い合わせください。

**【計算期間】**29年8月～30年7月末の1年間 **【対象】**同一世帯の同じ医療保険に加入している方(合算対象者)で、次のすべての要件を満たす方 ▶合算対象者のいずれかに医療保険の医療費および介護保険の介護サービス費等の自己負担額がある ▶計算期間内における医療保険の医療費と介護保険の介護サービス費等の自己負担の合計額が

ら、所得区分に応じた自己負担限度額(下表のとおり)を差し引いた後の額が500円を超える **【問合せ】**▶国民健康保険について=国保年金課こくほ給付係 ☎5608-6123 ▶後期高齢者医療制度について=国保年金課長寿医療(後期高齢者医療)資格・給付担当 ☎5608-6192 ▶介護保険について=介護保険課給付・事業者担当 ☎5608-6149 \*国民健康保険と後期高齢者医療制度以外の医療保険に加入している方の申請方法等は、各医療保険者へ

**■国民健康保険+介護保険(69歳以下の方の世帯)**

所得区分	自己負担限度額
所得901万円超および未申告	212万円
所得600万円超～901万円以下	141万円
所得210万円超～600万円以下	67万円
所得210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

**■国民健康保険+介護保険(70歳～74歳の方の世帯)および後期高齢者医療制度+介護保険(75歳以上の方の世帯)**

所得区分	自己負担限度額	
現役並み所得者	67万円	
一般	56万円	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円

●現役並み所得者に該当する方の自己負担限度額は、30年度分(30年8月～31年7月末)から、住民税課税所得により、67万円・141万円・212万円に細分化されます。

**区政情報番組 ウィークリー すみだ**  
平成31年1月の番組表

キャスト 大久保 涼香さん

毎日、午前9時、正午、午後4時・8時から地上デジタル11チャンネルで放送しています(各15分間)。なお、放送終了後、区ホームページでもご覧いただけます。**【問合せ】**広報広聴担当 ☎5608-6220

☑=こんにちは、区長です ☑=すみだのそこの知りたい ☑=特集 ☑=スキスミニユース ☑=きらっとすみだモダン ☑=レッツスポーツ in すみだ ☑=葛飾ふとめ・ぎよろめのスキスマジダ!

放映日	午前9時	正午	午後4時	午後8時
1月1日(祝)～5日(土)	☑ 新年のごあいさつ			
1月6日(日)～12日(土)	☑ すみだの災害医療「緊急医療救護所の開設」	☑ 職人紹介 赤羽 弘	☑ すみだの災害医療「緊急医療救護所の開設」	☑ 職人紹介 赤羽 弘
1月13日(日)～19日(土)	☑ 12月～1月上旬の「SUKI SUMI」投稿について紹介 ☑ 「和風さばサンド」&「すみだデニム」			
1月20日(日)～26日(土)	☑ 12月～1月上旬の「SUKI SUMI」投稿について紹介 ☑ 「和風さばサンド」&「すみだデニム」	☑ すみだの災害医療「緊急医療救護所の開設」	☑ 12月～1月上旬の「SUKI SUMI」投稿について紹介 ☑ 「和風さばサンド」&「すみだデニム」	☑ すみだの災害医療「緊急医療救護所の開設」
1月27日(日)～2月2日(土)	☑ 葛飾ふとめ・ぎよろめのスキスマジダ!			

\*内容が一部変更になる場合があります。ご了承ください。  
\*ケーブルテレビへの加入・問合せは、(株)J: COM東京すみだ・台東 ☎0120-999-000へ

**年末の急病のときには**

年末の急病のときにご利用ください。なお、5面「すこやかライフ」に掲載の「墨田区休日応急診療所」も利用できます。

**■東京消防庁「救急相談センター」**(24時間受け付け)▶携帯電話・PHS・プッシュ回線=☎#7119 ▶ダイヤル回線(23区)=☎3212-2323

**■東京都医療機関案内サービス「ひまわり」**(24時間受け付け) **【電話番号】**☎5272-0303 **【聴覚障害者専用ファクス番号】**FAX5285-8080

**■年末の歯科・整形外科応急診療医院** \*年始分は5面「すこやかライフ」に掲載

とき	医院名	ところ・電話番号
12月29日(土)	てらだ歯科クリニック	東向島2-8-17 ☎5631-5015
	吉江歯科医院	向島1-11-10 ☎3829-4182
12月30日(日)	坂田歯科医院	東向島5-11-2 ☎3619-0705
	押上歯科医院	業平2-17-6 ☎3625-7707
	東京曳舟病院(整形外科)	東向島2-27-1 ☎5655-1120
12月31日(月)	酒井歯科医院	東向島5-3-10 ☎3611-5967
	三好歯科医院	京島3-20-8 ☎3611-3096
	浅野歯科医院	両国4-31-14アジアビル1階 ☎3631-8148

●いずれも診療時間は午前9時～午後5時です。健康保険証や医療証等を必ずお持ちください。  
●歯科の受診については、事前に電話で予約のうえ、ご来院ください。